



## 「経営力向上計画」に乗り遅れるな！

平成 28 年 7 月、国は新しい認定支援制度である「中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画（※）」の取組み支援をスタートさせた。

（※）「経営力向上計画」とは人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画をいう。

中小企業等に対する従来の支援策は、①創業、②事業環境の改善、③新分野への進出・新事業の開始、④経営承継・事業再生等、企業の各ライフステージ毎の施策であったが、今般の「中小企業等経営強化法」は、新たに「本業の成長」（経営の強化や生産性の向上）の支援に乗り出した点で、特徴的である。

各省庁より、製造業や小売・卸売業、外食・中食産業、旅館業、医療・保育・介護、貨物自動車運送事業、建設業等それぞれの事業分野において、「事業分野別指針（実施事項）」が策定されている（現在 14 事業分野）。

申請者はこれを参考にして「経営力向上計画」を作成するが、共通するキーワードは「労働生産性の向上」である。計画では 3～5 年の期間で 2% 等の具体的な生産性伸び率を目標に掲げることになる。

申請にあたっては、事業者は現状を分析し、今後の取組み事項を具体的に策定する。申請書の雛型は 2 枚で、「ローカルベンチマーク」（※）の枠組み等も用意されているが、実際に策定してみると中々一筋縄ではいかないので、支援機関のアドバイスが必要となるケースも多いと思われる。

（※）「6 つの財務情報」及び経営者・事業内容等「4 つの非財務情報」から構成される。

認定を受けると固定資産税の 50% 軽減（3 年間）や信用保証枠拡大、債務保証などの金融支援の措置が受けられるほか、「ものづくり補助金」等各種補助制度における審査上の加点対象となるメリットもある。なお、固定資産税での設備投資減税は初めてで、赤字企業にも大きな減税効果がある。

「経営力向上計画」の策定により、生産性向上の取組みを“見える化”することで、中小企業等の「本業が成長」し、それによって日本経済が活性化することが期待される。

（執筆者 C の会 中小企業診断士 宮島 仁）

※ JRS 経営情報の中から、次のコンテンツを参考にしてください。

- 中小企業等経営強化法の概要と支援措置・・・・・・・・・・・・・・・・（2016-0520）
  - 中小企業対策の重点と関連予算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・（1301-0108）
  - 労働生産性を 80 万円以上にせよ・・・・・・・・・・・・・・・・（1103-0601）
  - 成長性を構成する数字を読む・・・・・・・・・・・・・・・・（1152-0264）
  - 会社の人数は「定数」を基本とする・・・・・・・・・・・・・・・・（1103-0531）
- （ ）内は情報番号です

なお、お客様にコンテンツを提供される場合には、最初のページに「サンプル」と表示してください。またお探しの情報が不明な場合はご連絡ください。（☎0120-89-0240）